

○育児又は介護を行う職員の勤務時間に関する要綱

平成23年7月15日

人第297号

最終改正 令和4年3月28日

第1 趣旨

この要綱は、育児又は介護を行う職員の勤務時間を弾力的に割り振ることにより、当該職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することを目的として、当該職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 勤務時間の指定

- 1 所属長は、職員の勤務時間に関する規程（昭和27年訓令第18号。以下「勤務時間規程」という。）附則第6項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則13-18）第1条の5第3項の規定により申告を考慮して勤務時間を割り振られる職員を除く。以下「対象職員」という。）から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の勤務時間を、始業の時刻を午前7時から午前10時までの間に15分を単位として設定し、休憩時間を除き、1日につき7時間45分（以下「育児介護特例勤務時間」という。）とすることができる。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合
 - (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第15条第1項の規定に相当する日常生活を営むのに支障がある者を職員が介護する場合
 - (4) その他上記との均衡上、所属長が適当と認める場合
- 2 対象職員は、育児介護特例勤務時間の申出をする場合は、あらかじめ育児介護特例勤務時間の指定に係る事由申出書（様式第1号）を所属長に提出した上で、原則としてその指定を受けようとする日の2週間前までに、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、育児介護特例勤務時間申出書（様式第2号）を所属長に提出することができる。
- 3 育児介護特例勤務時間の申出は、原則として1週間、2週間、3週間、4週間又は6か月ごとに事前に行うものとする。この場合、1週間、2週間、3週間又は4週間ごとに申出を行う場合は、各日を単位として申出をすることができるものとし、6か月ごとに申出を行う場合は、各月を単位

として申出をすることができるものとする。

- 4 所属長は、対象職員から育児介護特例勤務時間の申出があった場合には、公務の運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合を除き、育児介護特例勤務時間を開始しようとする日の1週間前までに、各日又は各月を単位として指定するものとする。

なお、所属長は、当該申出について確認する必要があると認めるときは、確認のための証拠書類の提出を求めることができる。

- 5 所属長は、公務の運営に支障が生ずるおそれがあるかどうかの判断を行うに当たっては、当該職員が育児介護特例勤務時間の申出を行った理由、当該職員の業務内容及び業務量等を総合的に勘案するものとする。

第3 勤務時間の指定の取消し

- 1 対象職員は、対象職員に該当しなくなった場合又は育児介護特例勤務時間の指定の取消しを希望する場合には、総務事務システムにより所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、育児介護特例勤務時間指定取消簿（様式第3号）を所属長に提出することができる。
- 2 所属長は、育児介護特例勤務時間の指定を行った期間中においても、業務の都合上必要と認めるとき又は育児介護特例勤務時間が指定されている職員から指定の取消しの申出があったときは、既に行った育児介護特例勤務時間の指定を日単位で取り消すことができるものとする。
- 3 勤務時間の指定の取消しは、原則として、取り消そうとする日の前日までにを行うものとする。

第4 勤務時間の指定の明示

所属長は、所属対象職員の勤務時間の指定状況について、総務事務システムを利用して当該職員に明示するものとする。

第5 休憩時間

所属長は、育児介護特例勤務時間を指定する場合には、勤務時間を指定する対象職員に対し、勤務時間の途中に1時間の休憩時間（職員の休憩時間取扱要領（平成19年11月28日人第602号）第2の規定により特例休憩時間の指定をする場合は45分の休憩時間）を与えなければならない。

第6 所属長が勤務時間の割振りを定めている職員の取扱い

職員のうち、勤務時間規程第2条の別表に掲げる職員及び技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年訓令第5号）の別表に掲げる職員については、業務の実情に応じ所属長が勤務時間の時限等を定めることとされていることから、この要綱の対象とはならないものであるが、当該職員の所属長は、育児介護特例勤務時間を認める趣旨を踏まえて当該職員の勤務時間を定めるものとする。

第7 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。